

## 令和2年度 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田	下有福(下有福東・西、大金大津・姉金)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	16.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2ha

### 2 対象地区的課題

- (1) 担い手について  
 ・課題としては10年後の受託組合の状態が悪化すると、農地の維持管理が難しくなると思われる。  
 地域内、地域外から若手農業者を取り入れていく取組検討が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- (1) 中心的経営体への集約する考え方  
 ・耕作をやめていく農地については、作業受託を中心に受託組合で引き受けていく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 【参考】

- 中心経営体となる経営体数  
 ・集落営農組織(法人): 0  
 ・認定農業者 : 0  
 ・その他 : 1(集落営農組織(任意))

## 令和2年度 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田	上府(天神、伊甘、三重、三宅、久畑、上条)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	15.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.2ha

### 2 対象地区的課題

#### (1) 担い手について

・地区の圃場整備をきっかけに、地区の農地を守るために、令和3年1月に農事組合法人を設立、令和3年度から7.3haで営農を開始する。その後、令和4年度から残りの圃場整備区域の7.2haを集積し、営農を開始。その他の0.5haの農地については個人農業者が行う。法人が地区の営農の中心となり、営農を行うが、オペレーターの充実等の体制整備を行う必要もある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### (1) 中心的経営体への集約する考え方

・圃場整備の第1工区が完了し、令和3年度の秋には第2工区も完了する。地区内の農業者からは法人への利用権設定を行う予定で集約を行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 【参考】

##### 中心経営体となる経営体数

- ・集落営農組織(法人):1
- ・認定農業者 :0
- ・その他 :0

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	元谷団地	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	19.17ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.57ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.6ha

### 2 対象地区的課題

- (1) 担い手について  
・既存の2法人で市の団地を借り、14.57haの営農を行っている。整備中の残りの4.6haの農地についても既存の法人で営農を行っていく。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- (1) 中心的経営体への集約する考え方  
・耕作地となる残りの4.67haは整備中であり、整備終了後に有限会社やさか共同農場が活用する予定。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 【参考】

- 中心経営体となる経営体数  
・集落営農組織(法人):0  
・認定農業者 :2  
・その他 :0

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	旭町今市 (四ノ戸・上ノ谷・日南・草ノ谷・神代屋・加古屋・森谷・小谷城・新町・福屋・下城・栄・柳・小場田・御神本・寺廻り・丸原町・上城・高杉谷・後谷・岩地谷)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	130.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	130.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	30.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.8ha

### 2 対象地区的課題

#### (1) 担い手について

- ・認定農業者その他、平成30年度に「農事組合法人さかもとのもと」が設立され、坂本地区の約20%を集約している。
- ・坂本地区では集落協定により農地が維持されているが今後高齢による離農がさらに進むと思われる。また、今市、丸原地区では耕作放棄地の増加が著しく、いずれの地区も担い手の確保が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### (1) 中心的経営体への集約する考え方

- ・高齢者の離農を契機に認定農業者や農事組合法人への集約が進むと想定されるが、利用権設定に付随する草刈りや水管理が制約となり集約が頭打ちになるため、契約内容の整理が必要となる。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 参考

中心経営体となる経営体数

集落営農組織(法人):0

認定農業者 :2

その他 :4

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	旭町木田 (木田1・木田2上・木田2下・木田3・ 木田4・木田5・木田6・木田7・木田 8・山ノ内)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	68.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	68.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	15.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.7ha

### 2 対象地区的課題

(1) 担い手について

- ・個人や認定農業者により主要な農地は管理がされているが、今後高齢による離農により認定農業者への利用権設定が増える見込みである。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1) 中心的経営体への集約する考え方

- ・高齢者の離農を契機に認定農業者や農業法人への集約が進むと想定されるが、利用権設定に付随する草刈りや水管理が制約となり集約が頭打ちになるため、契約内容の整理が必要となる。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

【参考】

中心経営体となる経営体数

集落営農組織(法人):0

認定農業者 :5

その他 :1

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	旭町和田 (下和田・大石谷・和田町・天津谷・上和田・柏尾谷・重富・下本郷・上本郷・戸川)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	127.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	127.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	52.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.7ha

### 2 対象地区的課題

#### (1) 担い手について

- ・高齢化が進み、若い者に農作業を任せたいニーズは高いが、後継者がおらず担い手不足が深刻化している。
- ・今後は後継者問題を地区全体の課題として位置づけ、対策を講じる必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

#### (1) 中心的経営体への集約する考え方

- ・認定農業者や大型農業者が多い地区であるため、今後担い手への集約化を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 【参考】

中心となる経営体数

集落営農組織(法人):0

認定農業者 :4

その他 :4

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	旭町都川 (都川2・都川3・都川4・都川5)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	72.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	72.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	27.9ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	17.2ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7ha

### 2 対象地区的課題

- (1) 担い手について  
 ・地区内に集落営農組織はなく、個人により管理されている。  
 ・地区的高齢化率も高く、今後5~10年以内に離農が進む懸念があり、後継者の確保が喫緊の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- (1) 中心的経営体への集約する考え方  
 ・石積みの棚田など圃場整備をしていない農地が多くあり、農地の集約化が進みにくい地域であるため、個人が管理する前提で、防除作業等の共同化などを検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 【参考】

集落営農組織(法人):0
認定農業者 :1
その他 :2

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	旭町市木 (来尾・中郡・早水・内ヶ原・貝崎・平松・越木)	令和3年3月23日	

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	82.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	82.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7ha

### 2 対象地区的課題

- (1) 担い手について  
・集落協定が中心となり農地管理を行っているが、高齢化が進み後継者の確保が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- (1) 中心的経営体への集約する考え方  
・集落協定が中心となり、農地の集約や農作業の共同化を進める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 【参考】

集落営農組織(法人)	:0
認定農業者	:1
その他	:4